

まだ手続きがお済みでない方へ

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

18歳までの児童を養育する、子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給しています。

中学生以下の対象児童を養育する支給対象者には、令和3年12月、令和4年1月に5万円ずつ2回に分けて計10万円の支給を行いました。

高校生等を養育している以下の方は申請が必要となります。まだ申請がお済みでない方は申請をお願いします。(対象となり得る世帯へは既に案内と申請書を送付済みです。お手元に届かなかった方は子育て支援係へご連絡ください。)

【支給対象】

以下に該当する児童の保護者のうち、児童手当受給者もしくは同等程度の所得の方

- ・平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ(高校生等)の児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・令和4年3月31日までに生まれた新生児の保護者等

【支給額】対象児童1人につき10万円(一括給付)

【支給方法】所得要件等を審査後、申請書で指定された口座へ振り込みます。

【申請期限】令和4年3月31日(木)必着

※申請者によって必要な添付書類が異なります。



申請者	添付書類
全員	振込口座の通帳等の写し
公務員で児童手当を受給している方	令和3年9月分の児童手当(新生児の場合は、出生した日の属する月の翌月分)を受給したことがわかる書類 ※給与明細書・支払通知書等の写し(受給者氏名がわかるもの)
令和3年1月2日以降に下諏訪町に転入された方(申請者・配偶者それぞれ対象の場合は必要となります)	令和3年度 所得・課税・扶養証明書
町外に住所を有する児童を養育する方	児童の住民票 (世帯全員及び続柄が記載され、個人番号を省略したもの)

申請期限は
2/28(月)までです!

「低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金」

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、令和3年4月から子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方や令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方などが対象です。(児童1人につき1回の支給となりますので、既に受給された方は対象となりません。)

要件に該当する方でまだ申請がお済みでない方は申請をお願いします。

詳細は町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

■ お問い合わせ 下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 ☎27-1111 (内線714)

給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

申請内容に不備があった場合には、町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。万が一不審な電話がかかってきた場合には、すぐに町担当者または最寄りの警察へご連絡ください。